

## 平成29年度第1回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成29年5月26日 午前9時～午前9時20分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (11名)  
高石袈治夫・窪内康夫・細川盛次・近藤卓士・和田勇・長野直樹  
川井高廣・仁井田亮一郎・伊藤弘康・澤田順一・永野博隆
4. 欠席委員 和田正夫・西村美佐江・伊藤正枝
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 伊藤敏雄 書記 秦泉寺理恵
6. 議事日程

### 議案審議

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について                  |
| 第2号議案 | 非農地証明について                          |
| 第3号議案 | 土佐町農用地利用集積計画について                   |
| 報告    | 農地法第3条の3第1項の届出について<br>農地利用状況調査について |
| その他   |                                    |

### 7. 会議の次第

事務局 秦泉寺:おはようございます。只今から平成29年度第1回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。本日欠席の連絡をいただいているのは和田正夫委員、西村美佐江委員、伊藤正枝委員です。

会長:おはようございます。平成29年度の第1回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。13番澤田順一委員、14番永野博隆委員の2名を指名致しますのでよろしくお願い致します。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 秦泉寺:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。今回は1件あります。3条の許可については町の許可になります。今回は地目が牧場の案件ですが、地目が牧場や採草地についても農地法第3条の適用を受けます。譲受人、  
[REDACTED]さん。譲渡人、  
[REDACTED]さん。土地は  
[REDACTED]、地目・現況とも牧場、面積1,230平米。場所は、県道16号線沿いの  
[REDACTED]さんの自宅周辺です。売買による所有権移転で、売買価格は  
[REDACTED]万円です。10アールあたりの換算額は、約  
[REDACTED]円です。今後も牧場として利用予定です。譲受人の採草放牧地を含めた耕作状況は本件が許可されると14,013平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。

会長:担当の川井委員から補足説明がありますか。

川井委員:ありません。

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員:異議なし。

会長:異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。続いて第2号議案の非農地証明について説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：第 2 号議案非農地証明について説明します。申請人は土佐町境 182 番、  
  
さん。土地は、  
、地目畑、現況雑種地、347 平米。転用された時期は平成 16 年で、申請人の叔父さんが鶏舎を建てていましたが飼育をやめ鶏舎を取り壊してからは雑種地として管理しています。非農地証明後は地目変更登記及び所有権移転の予定です。場所は申請人の自宅近くです。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により 10 年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から 20 年以上経過していることが証明できる基準となっています。今回は耕作しなくなってから 10 年以上経過しております。書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。以上です。

会長：担当の伊藤弘康委員から補足説明がありますか。

伊藤弘康委員：鶏舎を取り壊してから今の状況のようです。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は非農地として証明することに決定しました。続いて第 3 号議案土佐町農地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：第 3 号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。利用権の設定を受ける者、借受人は  
さん。利用権を設定する人、貸付人は  
さん。土地はいずれも大字  
、字  
番、703 平米他 1 筆で小字計 968 平米。字  
、963 平米他 2 筆で小字計 2,184 平米。字  
、1,317 平米他 1 筆で小字計 2,180 平米。字  
、472 平米。字  
、838 平米他 3 筆で小字計 4,712 平米。字  
、3,098 平米他 3 筆で小字計 6,114 平米。字  
、686 平米他 2 筆で小字計 2,894 平米。字  
、63 平米他 2 筆で小字計 959 平米。合計 22 筆で、20,483 平米。いずれも地目、現況とも田です。場所は貸付人の自宅付近及び自宅から上の方です。賃借権の設定で、借りる期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の 3 年です。賃借料は 22 筆で 1 年につき米 41 袋です。10 アール当たり 1 俵です。水稻を作付予定で、借受人は農機具も所有しています。現地確認、書類審査の結果、農業基盤強化法、土佐町の基本構想に照らして許可できる案件であると判断しております。なお、貸付人の希望により澤田清敏農地利用最適化推進委員と事務局が同席の上、本計画について協議をしました。以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：無し。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画についてご異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で審議を終わります。続いて事務局から報告をお願いします。

事務局 秦泉寺：農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から 40 日以内に受理または不受理の通知を届出者に出し、その後、直近の農業委員会に報告することになっています。今回 1 件の届出があり、受理通知はすでに出していますが、本件はその報告

です。届出人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。土地は[REDACTED]、地目、現況とも畑、面積99平米。字[REDACTED]、地目、現況とも田、910平米。同じく[REDACTED]番、地目、現況とも田、413平米。字[REDACTED]、地目田、現況畑、495平米。権利取得日は平成29年3月10日で、農業委員会によるあっせんの希望はありません。以上です。

会長：この件については報告のみです。次の説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：農地利用状況調査について説明とお願いです。農業委員会は、毎年「利用状況調査」として「農地パトロール」を行います。対象農地はすべての農地が対象です。調査方法は道路などからの目視で確認です。調査内容は遊休農地が新たに発生していないか。遊休農地であったところが耕作再開されているか。農地の違反転用がないか。農地法による許可案件や利用権設定等農地の履行状況の確認です。この調査については、昨年と同様です。前回までに報告をいただいたものは、航空写真または地図に記入していますので、そちらを確認していただきます。変更があったものは記入してください。変更がない場合は記入不要です。既に転用済みの土地について、道路や山林、宅地等で今後農地に戻らないことが確実な場合は現地調査は不要です。航空写真等にはそういった土地も記載をしています。なお、梅や栗などについても管理をしていれば畑に含まれますので、遊休農地での報告は不要です。新たに耕作がされてない農地を発見した場合は、地図・航空写真等に記載をお願いします。その際は遊休農地の分類も報告をお願いします。分類は草刈り等で耕作可能な土地、多少手入れをすれば耕作可能なA分類、または森林・原野化し、農地に復元して利用することが困難と見込まれるB分類のどちらかです。工用地となって耕作されなくなった土地については報告不要です。この調査の後、利用意向調査を事務局で実施しますが、それについても昨年同様です。提出期限は7月28日です。ケースごと提出をお願いします。

会長：この件について、質問等ありますか。

近藤委員：変更がなければ、記入しなくてもいいですか。

事務局 秦泉寺：かまいません。そのまま提出してください。

会長：他にありませんか。

他委員：ありません。

会長：では、その他の件について事務局よりありますか。

事務局 秦泉寺：活動記録の提出がまだの方は、提出をお願いします。2つめは、土佐町単独での新規就農者への補助制度について改正をしましたので資料をつけています。要綱の抜粋になりますが、新規就農した時点で55歳以下の方で表の1から3の補助メニューに拡充しました。町で把握している4名の方には先日案内文を送付しました。立割で米ナスを作っている[REDACTED]さん、西石原で米ナスを作っている[REDACTED]さん、[REDACTED]さんの所で畜産の研修を終えた[REDACTED]さん、溜井の花卉農家の[REDACTED]さんの息子さんの[REDACTED]さんの4名に送っています。他に該当になる方がいるという場合は、事務局まで情報提供をお願いします。

会長：新規の補助事業ですか。

事務局 秦泉寺：前からあったものを拡充しました。一番使われると思うのが、機械整備だと思われませんが、自分の持ち出しが半分で町からの補助金額上限が50万円です。4人の方には購入の前に、見積もりを取る段階で町に相談するように伝えています。

伊藤弘康委員：新規就農等はどういう条件ですか。

事務局長：町では新たに新規就農した方や親元で就農した方です。補助を使う使わないにかかわらず、町で把握できていない場合もあるので教えていただけたらと思います。

事務局 秦泉寺：この補助対象になるのは認定新規就農者の認定を受ける方や認定農業者の親元で経営に関わって就農される方を対象にしています。条件としては少し厳しいかもしれませんが。

事務局長：新規就農者の認定については、これから就農するという計画をもって町に申請していただいています。

会長：営農と言うことなので、副業でする場合は該当にならないということですね。

伊藤弘康委員：権にもちよっとしている人がいるが。

局長：今回は、農業施策なので農業を専業でされる方への補助です。

会長：補助をもらっていて途中で農業を止めた場合はどうなりますか。

事務局 秦泉寺：要綱では返還を求める場合もあると定めています。

窪内委員：ないことはないかもしれませんが。

会長：次をお願いします。

事務局 秦泉寺：3つめは、集落営農視察の案内を配布しております。7月7日にいの町吾北に視察に行きますので予定のつく方は参加をお願いします。道の駅から西では国道沿いで乗車できますのでよろしくをお願いします。

和田勇委員：全員参加ですか。

事務局 秦泉寺：任意です。それから、配布物の案内です。中間管理事業のパンフと農業会議からの活動記録セットの配布です。活動記録の用紙や、相談を受けたときの記録用紙が入っていますのでご利用ください。活動記録の提出は前回渡した用紙でも、今回配布した用紙でもどちらでも構いません。使い勝手の良い方をお使いください。

会長：中間管理事業は土佐町で使っている事案はありますか。

事務局 秦泉寺：1件相談を受けている案件があります。こちらについては受け手の確保もできています。

会長：出し手があっても受け手がだいたい決まってから中間管理機構にあげていくのですか。

事務局 秦泉寺：手順としては、この地域で受け手で手を挙げてくれる人がいるか、受け手の募集が年に4回程あります。そのあと出し手の募集があり、マッチングが整えば中間管理機構を通して貸し借りの手続きをします。中間管理機構は、せまい農地がだされても受け手が見つからないことが多いので1枚が1反未満は引き受けにくいと聞いています。

会長：なぜ聞くかという高齢化してきて山手の方から耕作放棄地になることが予想されるわけです。耕作放棄されても草刈りなど手伝うにも限界があります。柵がなければ牛もヤギも放牧でないです。目の前で耕作放棄地が広がってきたので困っています。今後ともまた検討していくことになります。以上で第1回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会 会長

高石 義治夫

議事録署名委員

永野 博隆

議事録署名委員

澤田 順一